

交通事故防止に関する決議

交通事故をなくすことは、県民全ての心からの願いです。この願いと努力にもかかわらず、依然として多くの交通事故が発生しています。ここに、令和元年度松山南交通安全協会定期総会を開催するに当たり、生命の尊さを深く認識し、安全で快適な交通社会を実現するため、関係機関・団体をはじめ道路交通の場に参加する全ての人々と協力し、「交通事故死者数五十人未満」の達成に向け、県内の地域、家庭、学校、職場において、次の交通安全活動を強力に推進することを誓います。

- 一 子供と高齢者の交通事故防止
- 一 歩行者と自転車利用者の交通事故防止
- 一 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- 一 横断歩道における歩行者保護意識の醸成
- 一 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 一 飲酒運転の根絶とその他悪質・危険な運転の追放

右 決議します。

令和元年五月二十九日

令和元年度松山南交通安全協会定期総会